

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）

令和4年4～9月の電気・ガス料の利用総額に応じた助成金を交付します

コロナ禍における物価高騰対策として、エネルギー料金の高騰による影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の助成金を交付します。

【助成額】

令和4年4月～9月分の電気料・ガス料の利用総額		一事業所あたり 助成額
30万円以上	45万円未満	10万円
45万円以上	60万円未満	15万円
60万円以上	75万円未満	20万円
75万円以上	90万円未満	25万円
90万円以上	105万円未満	30万円
105万円以上	120万円未満	35万円
120万円以上	135万円未満	40万円
135万円以上	150万円未満	45万円
150万円以上	165万円未満	50万円
165万円以上	180万円未満	55万円
180万円以上		60万円

※市内に複数事業所がある場合は、利用総額は合算することができます。

【交付対象者】

以下を全て満たす**中小企業者等**

- ① **令和4年9月末日まで**に市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
- ② 「**ふなばし情報メール**」に登録し、配信を希望するカテゴリとして「**事業者情報メール**」を選択していること。ただし、インターネット利用環境を持たない者を除く。
- ③ 法人にあっては、**船橋市法人市民税の確定申告を行っていること**。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、船橋市に対し法人設立等申告書を提出していること。
- ④ 個人事業者にあっては、**事業収入に係る所得税の確定申告を行っていること**。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、船橋税務署に対し開業届を提出していること。 など

【申請に必要な書類】

- 令和4年4月～9月分の各月の電気料及びガス料の領収書等
- 【法人の場合】直近年度分の船橋市法人市民税の確定申告書類
- 【個人事業者の場合】所得税確定申告書類
- 助成金を振り込む金融機関の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの

【申請受付期間】

令和4年11月中旬～令和5年2月28日

※受付開始日が決定しましたら、市ホームページ（右下二次元コード参照）でお知らせします

助成金の詳細（要件、申請方法等）は、
右の二次元コードにアクセスするか、下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先：船橋市商工振興課 TEL：047-436-2472 Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp